

福岡県公報

令和元年6月14日
第 12 号

目次

告 示 (第77号 - 第90号)

○自動車税収納事務の委託	(税 務 課)	1
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
公 告		
○総合特別区域法に基づく指定法人の法人の名称の変更	(商工政策課)	6
○令和元年度製菓衛生師試験の実施	(生活衛生課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等		

	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○令和元年度クリーニング師試験の実施	(生活衛生課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	13
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	14
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	14
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	14
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15

告 示

福岡県告示第77号

自動車税の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第

2項の規定により告示する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 委託する税目

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第9号に規定する自動車税

2 委託の相手方の名称、住所及び委託内容

名 称	住 所	委託内容
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	自動車税収納事務に付随する情報通信役務の提供
L I N E P a y株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号	令和元年度定期自動車税の収納事務

3 委託した日

平成31年4月19日

4 収納取扱期間

平成31年4月26日から令和元年10月31日まで

福岡県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
------	-----	-------	-------	--------

直支48	すみの苑ケアプランセンター	直方市大字知古 1408 - 5	H 30・6・1	居支
那珂居1	デイサービスセンターくれよん	那珂川市松木二丁目30番地	H 31・2・1	地通介・一号通

福岡県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
直居157	愛ケア・ふじた直方事業所	ヘルパーステーション 愛ケア 直方	直方市大字下境 3910 - 494	H 31・4・1
宰居91	スーパーユーフィット太宰府	ユーフィット太宰府	太宰府市通古賀五丁目1番1号	H 31・3・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
豊支2	居宅介護支援事業所 亀保の里	豊前市鬼木 20 番地の 1	豊前市大字鬼木 63 番地の 1	H 31・4・1
大野居15	ニチイケアセンター大野城	大野城市大字瓦田 4 - 15 - 27 フローレンス 白木原 1 階	大野城市白木原五丁目 6 - 12 フェニックス 福岡南 1 階 A 号	H 31・4・1

像支23	ケアプランサービスせいか	宗像市東郷六丁目1-1 原道会第2ビル	宗像市東郷六丁目1-10	H 25・2・21
像支36	ほくとケアプラン	宗像市石丸三丁目4-18 (レジデンス福岡105)	宗像市石丸三丁目4-18 レジデンス福岡128号	H 25・11・1
像支45	ケアプランサービス元気	宗像市自由ヶ丘三丁目17-8	宗像市自由ヶ丘三丁目16-6-2	H 29・12・1
宰居98	ケアプランオフィス ライフウェル	太宰府市坂本三丁目24-24-211 ロフティ都府楼ガーデンシティ	太宰府市通古賀三丁目12-6 5F	R 1・5・1
飯支51	かいた福祉介護支援センター飯塚	飯塚市勢田 2593-65	飯塚市新飯塚 12-13	H 24・4・1
田居86	ヘルパーステーション里ごころ	田川市大字夏吉 749-6	田川市大字楠 2085-13	H 30・7・1

福岡県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野支26	ニチイケアセンター筑紫	大野城市白木原五丁目6-12 フェニックス福岡南1階A号	H 31・3・31
大野居82	ニチイケアセンター筑紫	大野城市白木原五丁目6-12 フェニックス福岡南1階A号	H 31・3・31
大野居108	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・訪問介護	大野城市乙金二丁目9-1	H 30・3・31

像居29	デイサービスせいか	宗像市東郷六丁目1-1 原道会第2ビル	H 25・12・31
像居44	訪問介護ステーションせいか	宗像市東郷六丁目1-1	H 23・2・28
宰居66	ユーフィット太宰府	太宰府市通古賀三丁目9-8-1 F	H 31・2・28
朝倉居39	うらうめ	朝倉市堤 1224-1	H 29・9・30

福岡県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
築上郡築上町大字石堂106、107の1、107の2、130
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	小 倉 線 中 間 線	前	中間市中尾二丁目2108番16先から 中間市中尾二丁目2115番5先まで	16.5 ～ 54.0	70.1
			後	中間市中尾二丁目2108番16先から 中間市中尾二丁目2115番5先まで	16.5 ～ 28.0	

福岡県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	朝 倉 線 小石原 線	朝倉市佐田3973番2先から 朝倉市佐田4014番3先まで

福岡県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	木 元 線 白 鳥 線	柳川市三橋町百町1296番6先から 柳川市三橋町百町1372番1先まで

福岡県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳 川 線	前	三潞郡大木町大字大角1830番先から 三潞郡大木町大字大角1546番1先まで	13.2 ～ 29.0	360.0
			後	三潞郡大木町大字大角1830番先から 三潞郡大木町大字大角1546番1先まで	13.2 ～ 29.0	

福岡県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

元年6月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	鐘ヶ江酒見線間	大川市大字鐘ヶ江67番先から 大川市大字鐘ヶ江106番2先まで

福岡県告示第87号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代7月号	雑誌15183-07	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

福岡県告示第88号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市秋月字高内1406の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米城島線大川	前	大川市大字鐘ヶ江24番先から 大川市大字鐘ヶ江749番先まで	6.7 ～ 13.8	293.0
			後	大川市大字鐘ヶ江24番先から 大川市大字鐘ヶ江749番先まで	11.6 ～ 31.6	293.0

福岡県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	佐 賀 大 川 線	前	大川市大字鐘ヶ江45番4 先から 大川市大字鐘ヶ江40番2 先まで	18.3 ～ 24.1	11.4
			後	大川市大字鐘ヶ江45番4 先から 大川市大字鐘ヶ江40番2 先まで	19.1 ～ 34.0	

公 告

公告

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第7項の規定に基づき、指定法人から法人の名称の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のように公示する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称の変更

変更前の法人の 名称	変更後の法人の名 称	主たる事務所の所 在 地	指定年月日	変更年月日
株式会社豊和織 維九州製作所	株式会社HOWA 九州	嘉麻市大隈町1651 番地の8	平成31年1月 9日	平成31年4月 1日

公告

令和元年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品学
- エ 食品衛生学
- オ 栄養学
- カ 製菓理論
- キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
令和元年8月30日 (金曜日)	午後1時00分から午後 3時00分まで（ただし、 試験科目の免除を受ける 者の試験時間は午後1時 00分から午後2時30分 までとする。）	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本 町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎 8階803号会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（(オ)の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉（環境）事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書） 1部

(イ) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部

(ウ) 履歴書 1部

(エ) 戸籍抄本（出願前6月以内に発行されたもの） 1部

(オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願

書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、令和元年7月1日（月曜日）から令和元年7月16日（火曜日）までとし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和元年7月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、令和元年10月3日（木曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県ホームページに掲載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

(1) 台風の到来等により、令和元年8月30日に試験の実施が困難となったときは、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課から各受験者に電話連絡をする。

(2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛生課に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市松崎宇野屋敷297番3、305番7、305番9、305番10

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市松崎305番地1

永松 秀規

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町下楠田字香の江1500番1及び1500番3から1500番23まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市日出町三丁目46-1
スマイルホーム株式会社
代表取締役 今村 成剛

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ルミエール太宰府店
(2) 所在地 太宰府市大字大佐野字篠原68番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン行橋
(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン遠賀
(2) 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九

州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン南行橋
(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人 繫紡会	福岡市中央区小笹四丁目5-2	福岡市中央区小笹四丁目5-2	令和元年5月20日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町森山字長浦1274番1、1274番2、1275番、1278番、1280番、1281番、1282番、1284番から1286番まで、字棚田1346番2、1347番1から1347番3まで、1348番、1349番、1352番1、1352番2、1354番、1356番、1357番1、1360番から1363番、

1365番、1366番、1367番1、1369番、1371番、1372番1から1372番3まで、1373番、1374番、1375番1、1375番2、1376番、1380番、1394番1、1394番2、1397番、1398番、字君ヶ原1406番、1409番1、1411番1、1411番3、1411番4、1411番7、1412番2から1412番4まで、1412番8、1412番9及び区域内の道である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号小学館ビル3階
九電みらいエナジー株式会社
代表取締役 穂山 泰治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称、

（第二工区）田川郡福智町赤池25番3、1017番243及び1022番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称、及び代表者氏名

田川郡福智町赤池942番地2-A-4
株式会社赤池産業
代表取締役 高林 久美子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字姫野3456番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区箱崎ふ頭三丁目1番15号1017号室

今村 倫也 今村 里子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字阿志岐449番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原4009番1 サンステージみのりB棟202号室

篠原 辰弥

公告

令和元年度クリーニング師試験を次のように実施する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別、しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別）

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
令和元年9月2日 (月曜日)	午後1時00分～ 午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎 8階803号会議室
	午後2時40分～ 午後4時30分	洗濯物の処理に関する技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5cm横4cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、大牟田市及び久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票・写真台帳 1部

(ウ) 受験資格のあることを証明する書類 1部（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、郵送により提出する場合は、卒業証明書に限る。）

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申

込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和元年7月1日（月曜日）から同月17日（水曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市及び大牟田市の保健所又は各区保健福祉課にあっては午前8時30分から午後5時00分まで、福岡市の各区保健福祉センターにあっては午前9時00分から午後5時00分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、令和元年7月17日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、令和元年9月25日（水曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び生活衛生課に掲示して行うとともに、県ホームページに掲載することによって行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は生活衛生課に対して行うこと。

(2) 郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号「定形外」）を必ず同封すること。

(3) 台風などにより、やむを得ず試験日程を変更する場合がある。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡みやこ町国分字廣手1番6、10番5、10番6、11番1から11番3まで、12番

1から12番3まで、13番、14番4、14番5、徳政字大塚454番2、455番2、460番、461番2から461番4まで、463番2から463番4まで、464番2、464番3、859番2から859番4まで、860番1、860番2、861番1、861番2、862番、862番3、862番4、862番8から862番10及び870番3から870番5まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡みやこ町豊津877番地

大隆工業株式会社

代表取締役 大嶋 隆美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市頓田字柿添309番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市菩提寺412-2

朝倉市長

林 裕二

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和元年5月21日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

増田石油株式会社

(2) 住所

福岡市中央区大手門三丁目4番5号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

65,315,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成31年4月5日

公告

宮ノ陣第一土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
宮崎 己津男	久留米市宮ノ陣二丁目9番25号
原口 輝俊	久留米市宮ノ陣二丁目7番5号
半田 俊男	久留米市宮ノ陣二丁目2番75号
熊谷 栄子	久留米市宮ノ陣二丁目2番70号

宮崎 政信	久留米市宮ノ陣二丁目8番6号
高尾 光次	久留米市宮ノ陣二丁目12番2号
笠 典紀	久留米市宮ノ陣五丁目5番28号

2 退任監事

氏名	住所
吉田 正憲	久留米市宮ノ陣二丁目4番5号
花田 和也	久留米市宮ノ陣二丁目12番12号

3 就任理事

氏名	住所
宮崎 己津男	久留米市宮ノ陣二丁目9番25号
原口 輝俊	久留米市宮ノ陣二丁目7番5号
永田 訓祥	久留米市宮ノ陣二丁目4番12号
半田 秀利	久留米市宮ノ陣三丁目1番5号
宮崎 政信	久留米市宮ノ陣二丁目8番6号
高尾 光次	久留米市宮ノ陣二丁目12番2号
笠 典紀	久留米市宮ノ陣五丁目5番28号

4 就任監事

氏名	住所
吉田 正憲	久留米市宮ノ陣二丁目4番5号
花田 和也	久留米市宮ノ陣二丁目12番12号

公告

本河内土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
俵 秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
佐々木 富 敷	田川郡赤村大字赤3305番地
佐々木 光之丞	田川郡赤村大字赤3833番地 1
進 藤 丹 治	田川郡赤村大字赤1103番地 1
吉 竹 忠 徳	田川郡赤村大字赤1298番地
田 中 一	田川郡赤村大字赤853番地 2
川 上 彰 徳	田川郡赤村大字赤407番地
大 場 二三一	田川郡赤村大字内田622番地 2

2 退任監事

氏名	住所
和 田 俊 彦	田川郡赤村大字赤4779番地
宮 崎 傳 夫	田川郡赤村大字赤444番地 2

3 就任理事

氏名	住所
俵 秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
上 田 洋	田川郡赤村大字赤3314番地 1
佐々木 光之丞	田川郡赤村大字赤3833番地 1
進 藤 丹 治	田川郡赤村大字赤1103番地 1
吉 竹 忠 徳	田川郡赤村大字赤1298番地
田 中 一	田川郡赤村大字赤853番地 2
川 上 彰 徳	田川郡赤村大字赤407番地
大 場 二三一	田川郡赤村大字内田622番地 2

4 就任監事

氏名	住所
和 田 俊 彦	田川郡赤村大字赤4779番地
宮 崎 傳 夫	田川郡赤村大字赤444番地 2

公告

大橋土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏名	住所
鹿 毛 俊 一	久留米市大橋町常持1104番地
西 田 正 治	久留米市大橋町合楽436番地 5
久保山 高 岐	久留米市大橋町合楽230番地 3
平 塚 清 己	久留米市大橋町常持846番地
高 田 光 揮	久留米市大橋町常持332番地10
秋 永 康 子	久留米市大橋町常持927番地
行 徳 栄 治	久留米市大橋町合楽473番地
篠 原 恵	久留米市善導寺町島692番地
中 野 政 士	久留米市草野町草野749番地 2
久保山 一 年	久留米市田主丸町中尾1205番地
清 水 一 三	久留米市田主丸町中尾1758番地

2 退任監事

氏名	住所
末 次 博 行	久留米市大橋町常持372番地 2
久 保 剛 幸	久留米市大橋町合楽384番地
中 鶴 英 喜	久留米市大橋町合楽169番地

3 就任理事

氏名	住所
田 島 久 通	久留米市大橋町合楽152番地 1
秋 永 一 芳	久留米市大橋町常持1167番地 1
幸 若 宗 弘	久留米市大橋町合楽361番地
古 賀 貞 浩	久留米市大橋町常持250番地 6

井上 信 秀	久留米市大橋町常持995番地
下 田 優美子	久留米市大橋町常持1058番地
西 田 かず子	久留米市大橋町合楽406番地
佐 藤 笑 子	久留米市大橋町合楽181番地
井 上 博 志	久留米市善導寺町島542番地2
中 野 邦 忠	久留米市草野町紅桃林314番地5
坂 井 アサ子	久留米市田主丸町中尾877番地1

4 就任監事

氏 名	住 所
清 水 雅 之	久留米市田主丸町中尾1723番地
福 島 保 雄	久留米市大橋町常持793番地2
加 藤 博 章	久留米市大橋町合楽273番地4

公告

久留米市高野小森野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
高 田 康 男	久留米市小森野六丁目13番5号
高 田 雅 彦	久留米市小森野六丁目4番35号
半 田 雅 貴	久留米市高野二丁目8番61号
笠 野 博 明	久留米市小森野五丁目9番30号

2 就任理事

氏 名	住 所
高 田 博 美	久留米市小森野六丁目8番25号
半 田 安 延	久留米市高野二丁目6番63号

渡 辺 一 博	久留米市小森野六丁目4番31号
笠 野 浩 一	久留米市小森野五丁目18番25号

公告

大刀洗北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
中 垣 忠 雄	三井郡大刀洗町大字高樋1419番地

2 就任理事

氏 名	住 所
棚 町 豊	三井郡大刀洗町大字山隈2709番地1
仲 野 恒 幸	三井郡大刀洗町大字高樋1170番地

公告

宮若市中土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小 川 洋

就任理事

氏 名	住 所
安 永 正 邦	宮若市黒丸1448番地
篠 崎 達 男	宮若市宮永741番地

公告

城島町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

退任監事

氏名	住所
中村 功	久留米市城島町六町原508番地1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町大字井野字天園238番、255番並びに字ハスハ268番4、274番2、275番2、277番3及び278番3並びにこれらの区域内の道路・水路等である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区金の隈三丁目13番2号
株式会社アダルホールディングス
代表取締役 武野 龍